専決第１３号

専　決　処　分　書

支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

訴えの提起については，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により，議会の議決を要すべきところ，その処置に特に緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がなかったので，同法第１７９条第１項の規定により，下記のとおり専決処分する。

記

１　事件名　差押債権取立請求事件

２　裁判所　姫路簡易裁判所

３　当事者　原告　伊丹市千僧１丁目１番地
　　伊丹市
　　伊丹市長　藤原　保幸
　　被告

４　理由　市は滞納された市税等の回収のため，滞納者が被告に有する給与債権を差押えたが，被告は支払いをせず，再三の催告にも応じないため，支払督促の申立てによりその徴収を図ったところ，被告が督促異議を申し立てたため，民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第３９５条の規定により，支払督促の申立ての時に遡って訴えの提起があったとみなされたもの。

令和３年８月２３日

伊丹市長　藤　原　　保　幸